

勅語奥義

327  
730

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

始



327-730



勅語與義

神宮神部署主事中村元彦謹著

合資  
會社  
富山房發兌

大正  
4. 8. 4  
内交



緒 言

明治の大御門の教育勅語を、千早振神代の昔に遡りて、淺茅原つ  
ばらに解きあかさばやと思ふこと久しうかりしに葦間船の障り  
のみ多くて、え果たさざりしをこたびゆくりなく、神宮神部署に  
仕ふる身となりて、松山の里に來たり、所々いゆきめぐりて、神道  
講演てふをものしつ。をりくは勅語につきて解き明すことも  
ありけり。今はなべての世神社を中心としていそしむものから、  
勅語解釋は人皇になりてよりの御手振をこそは本としつれ。吾  
國唯一の神代に其範を垂れ給ひし倫理の大本ともいひつべき  
御懿徳に説き及ぼせるは曉の空の星如稀なれば見もて行くま  
に、いと淺ましくなりて、うれたさいはん方なし。いかでこのま

まにはと思ふ心の切なるより、學の淺きを忘れて、あるは古事記にあるは書紀に其他さまぐの文をあさりて、こゝに一わたりその解釋をこゝろみつ。あらら松原あららかにして、世の人見すべきものにはあらねども、同じ心の友どちどものこのままにひめおかんはせんかかるべし。且つは學び舎の學び子の爲にはなど、せちにそそのかさるゝに、とにもかくにも、難波江のよしあしやは見ん人の心ごころにうちまかせてんものをと思ひつづけたる故よしをかきいづるは、三栗の中村の元比古なり。

難波江のよしやは見ん人の

こころこころにまかせたらなむ

大正四年三月

## 勅語奥義

神宮神部署主事 中村元彦謹著

創業垂統の君といふことであつて、我日本にては、即ち天御中主神、高皇產靈神、神皇

産靈神の三柱の神を造化の三神といひ、伊弉諾神、伊弉冉神の二柱の神を陰陽の神とも、國土經營の創始の神ともいひ、天照大御神を始祖の神といふ。依つて皇祖といふは専ら此等の神々を稱へていふことであつて、所謂創業垂統の君といふことである。



## 皇宗

守文有徳の君といふことであつて、即ち人皇の代となつて、神武天皇以下、御歴代の天皇を稱へていふことである。

## 國ヲ肇ムルコト宏遠ニ

造化の三神として、先づ天御中主神高皇產靈神、神皇產靈神の三柱の神は専ら造化の事を掌り給ひ、伊弉諾、伊弉冉の二柱の神は専ら陰陽の事、又國土經營の事を掌り給ひて、此日本建國の基を開き給うたのである。古典には、

## 乾坤初分參神爲造化之首陰陽斯開二靈爲群品之祖

伊弉諾伊弉冉の二柱の神は天神の詔の隨に々々、此久羅下那須漂國<sup>タガヨヘルクニ</sup>を修り理め固め成さんとして、礮馭盧島<sup>オロコロシマ</sup>に天降り坐して、先づ夫婦の大倫を御定めになりて、大日本豐秋津洲<sup>トヨツキツシマ</sup>以下の數多の島々を御作りなされ、夫から様々の神々を御生みなされ、又海川山野草木を作り化生し給ひて、先づ國土經營の基礎を御創始になつたので

ある。

如此大體の基礎を御創始になつたが、茲に又之を統宰さるる神の必要が起つたのである。依つて之を統宰さるる神としては、天照大御神、月讀神、素盞鳴神の三柱の神を御生みなされた。之を三柱の珍の御子と申すのである。

然るに此天照大御神の御身は光華明彩であつて、實に其御光は六合を照らし、海内に輝き渡るので、諸冉の二神は大に喜び給ひ、かかる靈異なる皇子は、久しう此國土に留むべきものでなく、速に天上に送つて、天上の事を知らしむべきものであると、高天原に送り給ひ、月讀神には夜の食國の事を、素盞鳴神には海原の事をとて、夫々其統治の方面を定めて、事依ざし給うたのである。

諸素盞鳴神は其依ざし給へる國を知食ずして、妣の國なる根の堅洲國<sup>カタス</sup>に罷らんと、大に泣き悲しみ給うたので、青山は枯山となり、海川は乾きはてて、乾川<sup>ヒカ</sup>となり、爲に惡神<sup>アラブルカミ</sup>は狹蠅<sup>サカヘ</sup>をして満ち渡り、萬の妖は様々起り、此國土は大に荒れに荒れ、悲慘なる有様になり行くので、父の大神大に怒り給ひ、遂に神逐ひに逐ひ給うたので、素盞鳴神は姉神に坐す天照大神に暇乞ひ申して、根國に罷らんと、天上に上り坐したが、山

川國土大に震動したので、天照大御神は大に驚き給ひ、こは邪心ありて天上に上り来るものならんと、武装して其譯を問ひ給うたが、素盞鳴神は別に悪しき心を以て上つたのではなく、父大神に申して、妣の國なる根の堅洲國に罷らんと、暇乞の爲め参ひ上つた譯と申し給へば、されば其心を證せん爲め、爰に清き明き心を以て、互に誓約せんと、天の安河を中に隔てて誓約し給ひし後、互に生み坐せしが、其生み坐せし御子等皆な女子なればとて素盞鳴神吾れ勝てりといひ給ひて、勝佐備に勝佐備給ひて種々惡しき所業を爲し給うたので、天照大御神は大に怒り給ひて、天石屋戸に隠れ給ひ、又素盞鳴神は八百萬神等の祓除の功に依りて、漸く御心清々しく成り給ひて、後出雲國籤の川上に行き坐して、彼の八岐大蛇を斬りて、民の害を除き、又靈劍を得給ひて、天照大御神に獻り、夫れより清の地に宮造り坐して、奇稻田姫と共に住み給ひ、御子の神々と共に、此國土の經營に御力を御盡しなされたのである。夫れから其六世の孫に當らせらるる大國主神は、八尋矛を杖として、少彦名神と天下を周遊し、力を戮せ心を一にして、大に此國土を御經營になつたので大三輪神三坐鎮坐次第に

## 續日本後紀には

地稚、如水母<sup>ウキタタヨヘル</sup>浮漂之時、大已貴命與少彦名命戮力一心、殖生蘆葦<sup>カヤシマ</sup>固<sup>ク</sup>造國地、

日本乃野馬臺能國遠賀美侖伎能宿那毗古那加葦菅遠殖生志津々國固米介牟興利其他出雲風土記、播磨風土記、伊豫風土記等に此二柱の神の天下を巡行し給ひて國土を御經營になつた偉績は澤山あるので、萬葉歌にも、

大汝少彦<sup>オホナミコトスミナヒコト</sup>名の神こそは名つけそめけめ名のみを名兒山と負ひて云々大汝少彦<sup>イモセ</sup>名の作らし、妹脊<sup>イモセ</sup>の山は見らくしよしも

如此其御偉績御功德は今尙各地に存して昭々として明かなる次第である。其確證を擧ぐれば東海、北陸、山陽、南海、西海の各道に、此二柱の神を祭祀した神社が澤山あるので、即ち其等の神社が、此二柱の神の經營せられた實蹟を證明するのである。而して又此二柱の神は蒼生畜産の爲に、療病の方法を定め、又鳥獸昆虫の災をも攘はんため、禁厭の法をも御定めになつたので、實に至れり盡せりといはねばならぬ。如此此國土經營の事が日に益々進むに連れて、殖產興業の相伴はぬは、恰も人にして體ありて手足なきが如き譯であるから、天神は各諸々の神等に對して、夫々其方

面の事を事依ざし給うたのである。

農業からいへば、大氣津比賣神が作りだし給ひし稻麥粟稗大豆小豆牛馬鹽等の農業に關する種子などを天熊熊人といふのが天照大御神に獻つたので、大神は之は顯見蒼生の食ひて活くものであるぞと、粟麥稗大豆小豆等は陸田の種子とし、又稻は水田の種子として、天邑君を定めて其稻種子を天の狹田長田に御殖ゑになつて農業の模範を御示しになつたのである。夫れから口の裏に鹽を含んで糸を紡ぐ事を得給ひて、養蠶の業が起り、又採絲の事、縫織の事も、これから開けたのである。殊に天照大御神は農業の事を深く重んじ給ひて、皇孫瓊々杵尊が天降り坐す時にも、この齋庭の稻の穂を御取り出しになつて彼の三種の神器に添へて御授けになりて、之を此國土に殖うる事を御獎勵になつたので、我國を稱じて瑞穂國とも云つた次第である。

所が爰に珍らしき話がある。皇孫瓊々杵尊が日向の高千穂の峯に天降り坐す時、丁度一天搔曇りて物のあやめもわかな程常暗であつたので、其稻の穂を糲として四方に投げ散らし給うたが、やがて御空が晴れたといふ事である。此山が則ち今

の霧島山である。今にも此霧島山には自然生の稻が年々殖え生ずるといふ事である。又此山に登るとき霧深き時は、今でも稻穂を打振り打振り登れば、自ら霧が晴れて無事に登山が出來るといふ事である。

諸又此農業の事に就ては、彼の大汝少彦名の二柱の神が此國土を經營し給ふ時にも、大に御獎勵になつたといふ事で、其時の種子を出雲種子とも、又古志種子ともいつた。現に今でも殘存して居るといふ事である。又播磨國揖保郡に稻積山といふのがある。之は二柱の神が其山を見て彼の山に稻を積み置けよと宣給ひしまにまに積み置たから、やがて山の名として命名したといふ事である。

又鉏鍬などの農具も此二柱の神が御作りになつたので、本朝事始に鉏は大己貴命與少彦名命同心戮力製之專爲民用とあり、依て出雲朝廷といつて居つた頃、此等農業の事、農具の事など全く整頓し居つたものと思はるるのである。

植林の事であるが、素盞鳴尊が宣り給ふに彼の韓國には數多の金銀の寶がある。依て吾國にも浮寶といふ船舶なくては將來發展の道に支障ありとて、檜、杉、柏、櫟、樟等澤山化せしめ給ひ、又人々の食用に供する八十の木種をも播殖せしめ給うた

のである。此事業には専ら御子の五十猛命妹大屋津姫命、机津姫命が御盡力になつた。殊に大山祇神は大に此殖林事業に御熱心であつて、至る所の山々に多くの殖林經營をなされたので、今も現に山の神として各地至る所に其守護神として奉齋してあるのである。

工業の事であるが、天照大御神が天石屋戸に御籠りなされた時に、手置帆負彦狹知の二柱の神が、大峠小峠の材を伐りて瑞殿を作り、又御笠及び矛盾の類をも作られたのである。夫れから天目一箇神は雜刀斧及鐵鐸を作り、鏡作の遠祖石凝姥神は天の香具山の金を探り、真名鹿の皮を全剥にして天の羽鞴を作り、又日像の鏡をも作り、玉造の遠祖天明玉神は八坂瓊の曲玉を作り、粟國の遠祖天日鷦神は穀の木種を殖ゑて木綿を作り、倭文の遠祖天羽槌雄神は文布を織り、天棚機姫神は神衣を織り、伊勢の麻績の祖長白羽神は麻を殖ゑて青和幣を作り坐す等、各神々の才智賢能によりて、各様々の工業が開け始まつたのであつた。

商業の事は神大市姫命が専ら其業に御勤になつて大に奨励せられたのである。

此神は大山祇神の御女であつて、素盞鳴尊の后となり給うたのである。今も現に

京都其他の都市には守護神として奉齋してあるのである。

如此諸々の神等が種々の方面に向つて大に發展御經營になつて國家として差支なき諸機關が完備したので、初て天照大御神は皇孫瓊々杵尊に八坂瓊の曲玉、八咫鏡、草薙劍の三種の神器を御授けになつて、中臣の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、猿女の遠祖天鉢女命、鏡作りの遠祖石凝姥命、玉作の遠祖玉祖命など、凡て五伴緒の神等を御供として天降し坐したのである。此天降し坐す時に、御下しになつた神勅は左の通りである。

葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。

爰に於て、彦火瓊々杵尊は天の磐座を離れ坐して、天の八重雲を稜威の道別に道別て、日向の高千穂の峯に天降り坐して、吾田の長屋の笠狹の埼に宮居を御定になつたのである。

萬世一系の皇統は實に爰に其基を開いたので、建國の昔を考ふれば、實に廣大無邊で其宏遠なる事は畏き極みである。

是に於て吾國惟一の神寶として神代より傳はり來れる三種の神器に就て、自ら其歸する所の德を附記すれば、實に廣大無邊であつて、日月と其光を爭ふものである。八咫鏡は明なり智なりの德がある。八坂瓊曲玉は信なり仁なりの德がある。草薙劍は武なり勇なりの德がある。古來記する所を舉ぐれば、神皇正統記に

大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて、祝て吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲劍を加へて三種とす。又此鏡の如くに分明なるを以て天下に照臨し給へ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下を知しめせ。神劍を提げて不順の者を平げ給へと勅ましましけるとぞ。此國の神靈として、皇統一種正しくまします事、誠にこれ等の勅に見えたり。三種の神器世に傳ふ事、日月星の天に在るに同じ。鏡は日の體なり。玉は月の精なり。劍は星の氣なり。深き習ひあるべきにや。この三種につきたる神勅は、まさしく國を保ちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして萬象を照らすに是非善惡の姿あらはれずといふことなし。其姿に従ひて感應するを德とす。是正直の本源なり。玉は柔和善順を德とす。慈悲の本源な

り。劍は剛利決斷を德とす。智恵の本源なり。此三德を翕受けずして、天下の治まらむ事、誠に難かるべし。神勅明にして詞約やかに、むね廣し、剩へ神器にあらはし給へり。いと忝き事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明なれば慈悲決斷は其中にあり。又正しく御影をうつし給ひしかば深き御心を留め給ひけんぞかし。

## 山鹿素行の中朝事實には

謹按、是皇代受授之三種神器也、蓋八坂瓊曲玉者、櫛明玉命所造之瑞玉也、八咫鏡者、

石凝姥神所鑄之靈鏡也、草薙劍者、在大蛇尾之寶劍也、共有一大功於此國、而玉可以表溫仁之德、鏡可以表致格之知、劍可以表決斷之勇、其所象其所形、皆天神之至誠也、此時未嘗有三德之名、而自非存其名義而已、又有此靈器之相備、唯非有此靈器而已、又有此靈器之成功、最可畏之甚也、竊按、三器者天神之功器、三德之全備也、聖主用此、而內鑒其睿心、外制其治教、是乃神代之遺勅乎、

此三寶の至大至廣なる即ち明智信仁武勇の三徳が備り居りて、萬機を知食さるるので、實に其高徳は日月星と其光を共にするのである。

## 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

吾が日本の倫理の大本ともいふべきものは、伊弉諾、伊弉冉の二柱の神が始ま給うた夫婦の大倫及び父子の道、夫から天照大御神の孝道即ち此三徳から始まつて居るのである。然るに此夫婦の大倫を御定めになつた有様は如何なる模様であつたかといふに、天神の詔の隨に隨に二柱の神は駿駄盧島に天降り坐して、天御柱を左右から御巡りなされて、

阿那邇夜志愛袁登賣袁

阿那邇夜志愛袁登古袁

と宣り給ひて、夫婦の大倫を御定になつたのである。又父子の道といふは如何なる事かといふに、此二柱の神が三柱の珍の御子を御生みなされてから、其性質才能によつて、夫々其知食めさるる方面を御定めになつて、相當の國を御授けになり、其統一の事を事依さし給ふたのである。それから又天照大神の孝道はといつて見れば、父伊弉諾の神の詔の隨に々々高天原を知食して、父大君から賜はつた御頸珠

の珠を御倉板舉神と尊び給ひ、父大神の爲め御躬ら新嘗の御祭をなし給ひ、又忌服屋に入らせられて、天衣纏女をして父大神のめし給へる神御衣を纏らしめられて、孝道の範を御示しになり、夫から皇孫瓊々杵尊が天降りに就て、彼の三種の神器を御授けになつて、孝道の大本である神勅を御下しになつたのである。

其神勅は

此之鏡者、專爲我御魂而如拜吾前齋支奉禮

と宣り給ひて教育の淵源孝道の大本を御示になつて、凡て人の子たるものは親に對しては必ず孝道を盡すものぞと御訓戒になつたのである。

君臣の道としては天孫降臨のときに、天兒屋命、太玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命の五伴緒の各神々に對して、汝等は天上の儀の如く天津日嗣の皇孫の命に仕奉よと宣り給ひ、殊に天兒屋命、太玉命には惟爾二神は常に殿内に奉侍して、善く防ぎ善く衛れと懇に諭し給ひて、君臣の道を御定めになつたのである。

兄弟の道としては天照大御神が其弟の素戔鳴尊の勝佐備に勝佐備給ひて、天照大御神に對して大御神の營み坐す天の營田の阿を離ち溝を埋め、又は大嘗聞食さる

る殿内に屎麻理散<sup>クマリチ</sup>らし給ふなど、大に無禮を加へ給ひても、大御神は決して咎め給はずして、屎なすは醉ひて吐き散らすとこそ我那勢命<sup>アガナシモト</sup>かくしつらめ。又田の阿<sup>ア</sup>を離ち溝を埋むるは地を惜しこそ、我那勢命かくしつらめなどといつて、大に敬愛の心を以て宣り直し給ひて、少しも怨み給ふ心がないのは、實に御兄弟としての友愛である。依て素戔鳴尊も後御心清<sup>アハラ</sup>が清<sup>アハラ</sup>がしくなり給ひてからは、彼の八岐の大蛇を斬りて得給ひし寶劍をお献上になつて、弟たる敬意を御盡しになつたのである。

朋友の道としては、彼の大己貴神と少彦名神と戮力一心、此日本の國土を經營につたが、艱難相輔け喜樂相共に、恰も同心一體の如く、互に信義を重んじ、互に敬愛の意を表し、朋友としての信を世に表彰せられたのである。又味<sup>アガ</sup>高彦根神は其友天稚彦<sup>アノハカヒコ</sup>が天<sup>アメ</sup>神の反り矢に當りてなくなられたときに、愛しき友なればこそ吊ひ來つれといつて其死を嘆き給うた如きは實に友情の掬すべきものである。是等道德の大本として、吾日本臣民は神代以來、範とし則として眷々服膺すべき神々の御懿德は、誠に深厚なものである。

### 我臣民克<sup>ク</sup>忠ニ

吾日本の臣民は人の世になりてからでなく、神代から君に對しては必ず忠義を盡すものぞとの大詔の隨に隨に、其御偉績を舉ぐれば、彼の大己貴命の事がある。

大己貴命は大國主神とも、葦原醜男神とも、八千矛神とも、顯國玉神とも稱して、非常の苦心と非常の忍耐と非常の魂氣とを以て不順なる鬼神等を退治し給ひ、山を開き河を穿ち、殖産興業の事を獎勵し給ひ、又禁厭療病の法をも定め、専ら此國土經營の事に盡力せられた偉績は、海内至る所に存し、且つ其子孫も百八十神坐して坐して、其勢力は實に偉大なるものであるのに、天降下りて天神の大詔を下し給へば、異心もなく此國土を天孫に奉還せられ、君臣の義を表彰し給うたのは、實に臣として克く忠の範を世に御示しになつたのである。

又天兒屋命、太玉命は天孫降臨に際し、殊に大神の詔のまにまに、天孫の坐右に奉侍して、克く天孫を守護し奉りて、祭政一致の國體を天壤無窮に輔翼せられたので、所謂忠の表彰であつて、やがて吾國軍人の根源となつたのである。

人皇になつてから、聖武天皇は天平勝寶元年四月東大寺行幸のとき、大伴と佐伯との二氏は豫て朝廷の守衛とし、又守護として昔から仕へ來たものであれば、其祖先からいひ傳へた様に、よし海に沈んでも、山に斃れても死ぬといへば、必ず大君の前でこそあれ、決して疊の上などには死せじといひ來たものであれば、其子たるもののは矢張其祖先傳來の心を以て心とし、明き淨き誠の心を以て克く朝廷に仕へ奉れよと、其二氏の男女に對し位階など賜はるとして、左の詔の一節が下されて居る。

大伴佐伯宿彌者常母云如久天皇朝爾守仕奉事顧奈伎人等爾阿禮波汝多知乃祖止母乃云來久海行波美豆久屍山行波草牟須屍王乃幣爾去曾死米能杼爾波不死止云來留人等止奈母聞召須是以遠天皇御世始豆今朕御世爾當豆母內兵止心中古止波奈母遺須故是以子波祖乃心成伊自子爾波可在然心不失自豆明淨心以豆仕奉止自豆奈母男女并豆一二治賜夫

## 克ク孝ニ

天照大御神の孝道は無論であるが、大國主神の御子である彼の事代主神が父神の

今迄經營し給ひし此日本の國土を天孫の降臨に際し、天神の詔のままに奉還せらるる事を勧め給ひて、父神に臣としての忠義を表彰せしめ給ひし如きは、誠に克く孝道を盡されたのである。而して己は天使に對して毫も異心なき事を表明する爲めに、奉還の事をなし終へ給ひてから、其乗りたる船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打成して隠れ給ひて、清き明き心を天使に表彰し給うたのは、全く忠孝兩全の神とも崇敬すべき偉績である。

人皇になつてから、孝謙天皇は天平寶字元年四月皇太子を御立てになつた時、古へから天下國家を治むるには先づ孝を以て第一として居る。孝といふものは即ち百行の本であつて、萬の事孝より重きものはないのである。されば孝經一本を天下の家毎に藏めさせ、且つ之を能く讀ましめ能く其理を悟らせ、若し孝行の聞えあるものがあつたら、其名を奏上せよ。之に反し、若し不孝不順の輩があつたら、邊防の人となして能く其行を改めしめよとて左の詔を下されて居る。

古者治民安國、必以孝理、百行之本、莫先於茲、宜令天下家藏孝經一本、精勤誦習倍加發百姓間、有孝行通人、鄉閭欽仰者、宜令所由長官具以名薦、其有不孝、不恭、不友、不順

者宜々配<sup>アサヒ</sup>陸奥國桃生、出羽國小勝、以<sup>アラタ</sup>清風俗亦<sup>モラシム</sup>捍邊防、

爰に大に注意すべき事がある。元來吾國に於ては忠といひ孝といふも、矢張り皇祖の神代は忠孝一途であつて別に變つた事もなかつたが、應神天皇の御代に漢學渡來して来てから、其文字の上にも著はれ、又人も忠孝といつて別々にかき別くる様になつたが、吾國の國風としては、神代から人皇になつても矢張り同一であつて、孝といへば忠の事も自ら其内に含まれて、孝なれば則ち忠となり、忠なれば則ち孝となるのである。又孝といふ事も只單に現在の親のみに限つたものでなく、所謂親の親、其又親の親といふ義も含まれて、則ち祖先に對しても同様孝といふ事に、廣義にとつて居るのである。

### 億兆心ヲ一二シテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ

伊弉諾伊弉冉の二柱の神の國土經營から、大國主神の國土經營、大山祇神の植林事業など、有りと有らゆる各方面に向つて、世は滔々として進化し、汲々として發展したのは、要するに億兆心を一にした結果であつて、殊に天孫降臨など、一大革命の時

代に於ては、上下心を一にし、廣く會議を起し、盛に經綸を行つた結果でなくては、到底行はれぬ事である。彼の天孫降臨に就ては、高天原に於ても會議を開き給うた事が既に四回に及び、又天使を下された事も四度であつて、大國主神如何に異心ないといつても、數百年來苦心慘憺漸く經營せられた此國土を、神勅とはいへ、直に之を奉還せらるるなど、矢張り其基く所は億兆の戮力一心に依るものであつて、此戮力一心の力こそ全く治國平天下の基礎となつたものである。天神の補佐として有名なる思兼神<sup>オモヒコヌカミ</sup>の如き、智謀雄略絕倫の神あり、武將としては武甕槌神<sup>タケミカツチノミコト</sup>、經津主神<sup>コシツノミコト</sup>あり、國土の道しるべとしては猿田彦<sup>サルダヒコ</sup>神あり、各様々の神々ありて、漸く此建國の基が開かれたのである。

人皇になつてから、崇神天皇は天皇の四年十月に、朕が代になつて此天下を平に治め、皇祖皇宗の治績に遵ひ、永く天壤無窮の御代を保つ事は如何にせばよろしきか、こは決して朕が一人の力にて出來るものでなく、矢張百官相俱に力を竭して、此天下を治むるでなくては出來ぬものであると宣り給ひて、左の詔を下されて居る、

今朕奉承大運愛育黎元、何當聿遵皇祖之跡、永保無窮之祚、其群卿百僚、竭<sup>シテガ</sup>爾忠貞並

安天下不亦可乎、

又孝德天皇も天皇の大化二年三月に、天下を治むる事は朕一人で治まるものでなく、矢張臣民が心を一にして翼くるでなくては出来ないものである。されば御代々々の皇祖等も、汝等が祖考と共に治め給ひし事であれば、朕も亦汝等と俱に天神地祇の御威靈を蒙りて、天下を太平に治めたきものであると、左の詔が下されて居る。

夫君於天地之間、而宰萬民者、不可獨制要須臣翼、由是代々之我皇祖等、共卿祖考俱治朕復思欲蒙神護力共卿等治

### 此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

天照大御神は天神の詔の隨に々々、専ら天上の事を知食され、其恩賴に依りて、此天下は春夏秋冬能く順を得て、日光の厚恩は申す迄もなく雨露の惠澤満ち満ちて、五穀は豊穣で、瑞穂といふ美しい名をさへ國の名として、世は富國を歌ひ、又素盞鳴尊の武勇によりて得給うた靈劔草薙の剣の劍徳、大國主神の八尋矛の劍徳などによ

り、天下を平定せられたので、細矛千足といふ雄々しい名をさへ、國の名とし、世は太平を歌ひ、又君子父子等人倫五常の道から、殖産興業の事迄、全く整ひ備り、神代の昔から、人皇の今日迄、一糸亂れず、國は彌や廣くも廣く富み榮え、兵は彌や強くも強く雄々しく猛く、天の下に國といふ國は澤山あるけれども、我日本の如きよき國は一國でもないといふのは、全く我國體の花とも實ともいふべき精華であつて、決して外國などに見られぬ事である。

吾日本の神代は混沌として恰も無人の境に接するが如き感想を以て迎へ、神典學者の外は誰もかも只一笑にのみ付して居つたが、考ふれば考ふる程、趣味湧出して殆んど停止する所を知らざる有様である。現に前數項に詳記した如く、神代の昔から、人には君臣の分を明にし、父子の間には孝道一貫し、夫婦の間には和風満ち満ち、兄弟の間には互に友愛を重んじ、朋友の間には互に信義を守り、舉國一致和衷協同、君の爲め國の爲めには笑つて死に就き、笑つて其難に殉する美風美德、天神の詔の隨に隨に人々自ら頭に刻し、自ら心に銘して、二千五百有餘年の間克く勤め克く勵みて、今日の精華をなしたのは、全く我日本的一大教育の淵源である。

## 爾臣民父母ニ孝ニ

天照大御神が父伊弉諾神に能く孝道を盡し給ひし其御偉徳を鑑み、且つ子たるものは親に對しては此鏡を見る如く、朝夕齋<sup>イツ</sup>奉りて、能く孝道を盡すものぞと宣り給ひし孝道の大本を守り、又孝謙天皇の孝は百行の本と仰せられし聖意を忘れず能く盡し、能く奉事すべきものである。

## 兄弟ニ友ニ

天照大御神と素盞鳴尊と互に相敬愛し給ひて、如何なる事がありても謙讓の徳を缺き給はず、能く友情を重んじ給ひし御偉徳を鑑みて、互に友愛を旨とすべきものである。

## 夫婦相和シ

伊弉諾伊弉冉の二柱の神が夫婦の大倫を御定めになつた様に、妻は夫に事へ、夫は

妻を慈み、其間に一點の曇なく克く融和し、克く敬愛し、苟も妻として夫を凌ぐ様の不貞節ありてはならぬのである。現今物質的事は申すに及ばず、文物制度の進歩發達、實に其極に達し居るので、動もすれば彼の西洋に行はるる女尊男卑といふ一種の弊風、吾日本の男女間に流布し、往々男子を蔑視する風があるのである。殊に眞の愛とか、眞の戀とか、種々の新思想の昂上から、甚しきは自由結婚などをして、恬として恥ぢざるもの、漸く踵を接して世に出づるに至つたのは、實に痛嘆すべき事である。今神代からの御偉績によつて、男女間の大道を示せば、

伊弉諾伊弉冉の二柱の神が夫婦の大倫を御定めになつたときは如何なる模様であつたかといふに、最初に伊弉冉神

ア那邇夜志愛袁登古袁

と宣り給ひて、後、伊弉諾神

ア那邇夜志愛袁登賣袁

と宣り給ひて、生みました皇子は皇子の水蛭子であつたのである。そこで如何なる譯で、かかる水蛭子が生れたかと天神に其故よしを御尋ねになつたが、天神は布

斗麻爾を以てうらなひし給ひて申さるるには、そは女子が男子に先きだちて、言葉を放たれた神罰であると宣り給うたので、今回は天神の詔の隨に々々改め給ひて、

伊弉諾神

阿那邇夜志愛袁登賣袁

伊弉冉神

阿那邇夜志愛袁登古袁

と宣り直し給うたので、初めて國土經營、其他様々の良き神々が御生れになつたのである。又女子として夫に對し能く貞操を盡された實證を舉ぐれば須勢理毘賣命が夫神の大國主神に對し歌はれた歌がある。

あはもよ 女にしあれば

那をきて 袁はなし

那をきて 夫はなし

と歌ひ給うて女子貞操の範を世に示されたのである。又自由結婚など我國神代の昔から嚴重にさせられて居るが、其實證を舉ぐれば

彦火邇々杵尊が木花開耶姫命を妻にし給はんと、姫命に直接御相談になつたが、姫命は左様の事は父大山祇神に申し給へといつて、御斷になつたので、邇々杵尊は改めて大山祇神に御相談になつて、姫命と御夫婦になられたのである。女子の貞操といひ、結婚といひ、我國には神代の昔から一定不動の倫道があつたので、今は如何に西洋の惡風が瀰漫して居るとはいへ、能く注意すべき事である。

朋友相信シ

大國主神と少彦名神と相輔け相謀りて、互に信義を重んじ、此日本の國土を經營せられた様に、朋友といふものは互に友誼を以て相交り、其間に一點の疊なきを旨とするものである。殊に朋友の間は只生存して居る時ばかりでなく、其友の死亡した後も、味鉗高彦根神が天稚彦が反り矢に當りて死亡せられた後を弔はれた様に、終始信を以て交るべきものである。

恭儉己レヲ持シ

天照大御神が能く己れを儉にし、能く己れを恭み、何事も寛仁大度であつて、禮儀を守り謙讓の徳を備へ、兄弟の間は申す迄もなく、各神々に對して懇切に懇懃に訓へ諭し教へ導き、毫も過なからしめんと注意せられた様に、吾が日本臣民は能く此恭儉の徳を備へねばならぬ事である。人皇になりて文武天皇は恭といふ事に就て、文武天皇慶雲三年三月、禮儀といふものは人として一番大事なものである。世の風俗の敦厚になるのも、輕薄になるのも、此禮義の制度の立つたぬに依るものである。されば此禮義の制度を立つるは最も大切な事で、此頃諸官人等が容儀大に紊れ、禮義に違ふ事往々あるのである。殊に男女の間には又自ら男女の禮義があるので、此頃殆ど其別なく、晝夜相混同して戯れ遊ぶなど大に紊れた有様である。依りて今より先づ此等紊れた所の禮義を糺し、大に嚴重に取締らねばならぬといつて、左の詔を下されて居る。

夫禮者、天地經義、人俗鎔範也、道德仁義因禮乃弘、教訓正俗、待禮而成、比者諸司容儀、多違禮義、加以男女無別、晝夜相會云々、自今以後兩省五府並遣官人及衛士嚴加捉搦隨事科決、さしノヨコ

又元明天皇も恭といふ事に就て、

文武天皇の慶雲四年十二月、凡て政事は禮を以て專要とす。禮なれば言紊れ、言紊るれば旨失ふ。殊に跪伏の禮の如きは、既に禁止して居るのに、今尙跪伏するものあり。如此は禮儀全く整はぬ譯であれば、今より厳に糺彈せねばならぬといつて、左の詔が下されて居る。

凡爲政之道、以禮爲先、無禮言亂、言亂失旨、往年有詔、停跪伏之禮、今聞内外廳前皆不嚴肅、進退無禮、陳答失度、斯則所在官司不恪、其次自忘禮節之所致也、宜自今以後、嚴加糺彈、革其弊俗、使靡淳風、ムカシノヨコ

又仁明天皇は儉といふ事に就て、

仁明天皇承和七年三月、世の衰頽するは奢侈に因るのである。奢侈極まれば世は衰頽するのである。されば第一に儉約を勤めねばならぬ。儉約を勤むれば必ず世は繁榮するのである。依て自今女の着用する裳、紗、裙などいふものは重ね着ることを嚴禁すべきものとて、左の詔を下されて居る。

頃者風俗澆漓、凋弊相屬、省費之術、儉約是憑、宜自今以後女所服裳、夏之表、紗、冬中裙、セシ

不論貴賤一切禁斷、一裳之外不得重着、京畿七道准制禁斷。

又村上天皇も儉に就て天暦十年七月

儉者德之本也、明王能致惠者仁之源也、

と詔を下されて居る。

又後一條天皇も儉に就て

寛仁元年十二月儉約は人の最も美德とする者である。依て奢侈を抑へ、財用を約やかにするは、又人の最も勤むべき所である。之を勤めざれば一家を治むる事が出来ぬばかりでなく、國を富まし民を安んずる事も出来ぬものであると左の詔を下されて居る。

節儉者上徳富國之表儀也、損益者前賢安民之治要也、

### 博愛衆ニ及ホシ

博愛之曰仁とある如く、この博愛といふは則ち仁慈といふ事であつて、我日本にては彼の三種の神器の内の八坂瓊の曲玉の權化で、即ち信あり仁ある徳の表彰である。天照大御神が大氣津比賣神の作りました五穀の種子を見て、こは顯見蒼生の食ひて活くものであるぞと宣り給ひて、天下の蒼生の爲に大に之を獎勵し、且つ天孫降臨に際し、彼の三種の神器に取り添へて之を天降しましたが、これやがて博愛の根元である。この博愛の根元たる曲玉の徳によりて天孫降臨以來國富み、人殖え、日々益々膨脹して、今は六千萬の人口を有するに至つたのである。人皇になつてから、仁徳天皇の代には、

天皇の四年二月及三月の兩度、天皇躬自ら高臺に登り坐して四方を望見し給うたが、各村落の民家には一向に烟が立たぬので、要するに是は五穀登らずして人民が困難するからである。此都の内では、如其煙が立たぬより思へば、都を遠く離れた田舎はいかばかり困難であるか。非常の困難であらう。依て三年間の課役を息めて民百姓の困難を救へとの詔が出た。さて三年を過ぎたが、宮殿は破れ、雨露は漏り、御衣さへ露したといふ事である。それでも猶凌ぎ給ひて、又三年間課役を許されたので、民富み炊烟立ち渡つたといふ事で、其時の詔は左の通である。

朕登高臺以遠望之、烟氣不起於城中、以爲百姓既貧而家無炊者、朕聞古聖王之世、人

々誦詠德之音家々有康哉歌今朕臨億兆於茲三年頌音不聆炊烟轉疎即知五穀不登百姓窮乏也封畿之內尙有不給者況乎畿外諸國耶云々自今之後至于三載悉除課役息百姓之苦

又淳仁天皇の御代には

天皇の天平寶字三年九月此年比新羅から吾國に歸化するものの最も多いのは如何なる譯か要するに其地の課役の苦に堪へずして來た者ではないか左様の事でなければ遠く母國を離れ故郷の父母妻子を棄てて此國に來る譯がないのである依て其歸化の理由を能く聞き糺して若し左様の理由であつて心に故郷に歸らうと願ふものがあつたら食料を給して疾く還せよとの事で左の詔が下されて居る。

頃年新羅歸化舳艤不絶規避賦役之苦遠弃墳墓之鄉言念其意豈無顧戀宜并三引  
問情願還者給糧放却

如此吾國の皇祖皇宗の博愛仁慈之徳は單に我日本人計りでなく外國の朝鮮人迄も及んで居るので實に畏き極みである。

### 學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

我日本の文學は伊弉諾伊弉冉の二柱の神の唱和し給ひし阿那邇夜志愛袁登賣袁阿那邇夜志愛袁登古袁と歌ひ給ひしに始まりて素盞鳴尊の

八雲たつとも八重垣つまこみに八重垣つくるその八重垣を

の歌となり夫れから沼河比賣の長歌大國主神の長歌須勢理毘賣命の長歌等神代より一種獨特の文學があつて日本固有の美風を大に世に表彰して來たが人皇になつて漢學渡來し佛教亦踵を接して渡來し世の進化と共に大に發展して現代に及んで居る然るに此學を修め業を習ふといふ事も其根源を糺せば矢張り三種の神器の内の八咫鏡の權化であつて即ち智あり明あるの徳の表彰である古ヘより學問而勉強智益進とあつて孜々不倦不飽學問すれば則ち智は益進むものである又業精于勤荒于怠行成于思破于從とありて業は熱心以て勤め勵めば則ち其業務に精く明になるものである我日本建國の初め混沌たる神代に於て既に學問の端緒を開き又各種業務の基源を起し天孫降臨以來日に益々進み月に益々

發展したのは、これやがて天照大御神の御靈として仰ぎ奉り齋き奉る靈鏡の德であつて實に畏き極みである。

人皇になつて學問といふ事に就て、元正天皇は、

天皇の養老五年正月、凡て文武の士は國家の重寶となすべきものである。又醫ト方術等の學問も又御代々々最も尊ばれて居る。依て學問に志深く、且つ其道に秀逸して居るものあらば、特に恩賞を賜ひ、又後生の人も勤め勵む様に、大に獎勵せよとの事で、左の詔を下されて居る。

文人武士、國家所重、醫ト方術、古今期<sup>ス</sup>崇<sup>ベシ</sup>宜<sup>ク</sup>擢<sup>アハ</sup>於百僚之内、優遊<sup>シ</sup>業<sup>ニ</sup>堪<sup>ヘタルルニ</sup>爲<sup>シ</sup>師範者<sup>ヲ</sup>特加<sup>ニ</sup>賞賜<sup>ヲ</sup>勸<sup>セヨ</sup>勵<sup>セヨ</sup>後生<sup>ヲ</sup>

又後龜山天皇も、彼の唐の車胤の古事を引き給ひたる御製がある。

あつめては國の光となりやせんわか窓てらす夜半のほたるは

智識の啓發も、德器の成就も、凡て學問の光である、彩である。此光である彩である其徳の根源は、矢張り前に詳述した伊勢の五十鈴川の邊に齋き奉つてある天照大

神の御靈と仰ぐ靈鏡の徳である。此靈鏡は實に恐れ多い事であるけれども、吾々

の家にも朝夕うつし、御靈として仰いで居る彼の鏡である。然るに此鏡に對する一般の觀念は目下如何なる模様になつて居るかといふに、只吾が容姿をのみ見る一片の道具となつて居る様の感がする。元來鏡といふものは、古へは神の御靈として鏡臺の上に鄭重に置かれたものであつて、殊に婦人などは嫁入のときには必ずうつし御靈として、此鏡を持參もし、且つ鄭重に保管する事になつて居つたのである。而して此鏡といふものは單に自分の容姿のみならず、明き淨き直き心をもうつして、若し罪あり、穢あり、過失ある時には、此鏡に對して夫れぐ悔い改むる靈器となつて居つたので、語をかへていへば、一種訓戒的の神として仰いで居つたのである。此等特種の習慣といふものは、矢張り天孫降臨のときに、天照大御神が此之鏡者專<sup>ヲ</sup>爲我御魂而如拜吾前齋支奉禮と宣り給ひし神勅の光華で、此神勅は單に皇室のみでなく、吾日本一般の教訓となつて居つたものと思はるるのである。

### 進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

伊弉諾伊弉冉の二柱の神の國土經營の後、素盞鳴尊も父神の經營の後を受けて此

勅語奥義

國土を經營せられ、大に殖産興業に力を盡されたが、殊に韓國に向つて浮寶といふ船舶を作り、彼の金銀、財寶を輸入し、吾國の公益を謀られた其偉績は神代に於て容易に見る事の出來ぬ勇氣の發揮したる公益である。其他大國主神といひ、少彥名神といひ、大山祇神といひ、基礎未だ定まざる混沌たる神代に於て、天下蒼生の爲めに公益を謀り世務を開かれたる偉績は昭々として明かなものである。殊に天照大御神が天孫降臨に際し下された彼の三種の神器の一なる草薙劍の靈劍は、只戦争をする爲に下されたものでなく、一種平定の標的を示されたもので、武と共に兼備する勇氣は此靈劍の権化である。此勇氣といふもののあつても、此勇氣がないとすれば到底何事も成功する事は出來ぬものである。神代の事は無論であるが、神武天皇の公益といひ、世務といひ、神功皇后の三韓貿易といひ、其歸する所は皆此勇氣の發揮であつて、靈劍の徳といふものである。依て此靈劍は戦争をのみなすものでなく、所謂平和を表彰する一種の標的であるといふ事を忘れてはならぬのである。

### 常ニ國憲ヲ重ンシ國法ニ遵ヒ

神代には凡て天神の宣り給ひし事は特種の國憲となり、特種の國法となつて、能く遵守し、能く服膺して、誰も違背するものなく、總て各神々の思召の儘行はれ來たつたのであるが、人皇になつて、文物制度の發展、物質的の進化、思想界の變遷等、種々複雜の世になつたので、從つて敦朴であつた風俗、溫容、謹乎たりし人心等、様々に移り變り、爲に國憲國法等一定の制度なくては、之が統一に困難する事になつたので、人皇になつてから、孝德天皇の御代に大化の革新あり、天智天皇の御代に律令の撰定あり、又人々遵奉の事に就ては、文武天皇は

天皇の元年八月、百官國司の人等は能く國法を守り、明き清き誠の心を以て能く仕へ奉れよとして、左の詔を下されて居る。

是以百官人等四方食國乎治奉止仕賜閉留國々宰等爾至麻豆爾天皇朝廷敷賜行  
賜閉留國法乎過犯事無久明支淨支直支誠之心以而御稱々而緩怠事無久務結而  
仕奉止詔大命乎諸聞食止詔留

又孝謙天皇も、

天皇の天平寶字元年七月、凡て人としては他人から見咎めらるる様の悪事をなしてはならぬ。若し此宣り給ふ事を守らずして、他人に見咎めらるる様の事をなしたら、假令朕は懲んで赦さうと思うても、國法といふものがあるから、其國法に照らして赦す事の出来ぬものである。されば臣民は能く之を思ひて、各々己れが家の名を失はず、祖先の名を墜さずして、能く仕へ奉れとして、左の詔を下されて居る。

ヒトノ見可咎事和射奈世曾如此宣大命爾不從將在人波朕一人極而慈賜止母國法  
不得已成奈半已家々已門々祖名不失勤仕奉禮止宣天皇大命乎衆聞食止宣

### 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

義勇公に奉じて、克く其功を全うせられた神は如何なる神かと云へば、彼の香取鹿島に齋ひ奉つてある武甕槌神、經津主神の二柱の神である。此二柱の神は天孫降臨に先だちて、天神の詔を受け、先づ出雲國に行き給ひて、大國主神に此國土奉還の神勅を下されたのである。所が大國主神と事代主神は別に異心もなく、天孫に奉還

すべき事を承諾せられたが、獨り建御名方神は大に不平を唱へられ、逆意を示し、暴力威壓を以て其天使の二柱の神を壓服せしめようと、千引岩を手末に擎げ持ちて、立向はれたが、武甕槌神は武勇絶倫の神に坐し坐せば、大に怒り給ひて、却つて反對に其建御名方神の手を若革を取るが如く溢み批きて、投離ち給うたので、建御名方神大に恐れ戰慄きて逃げ給うたのを科野國の洲羽の海邊迄追つかけて、建御名方神遂に勢極り、力盡きて、降服し、此國土奉還の事を承諾し給うたのである。そこで武甕槌神は天神の詔のまにまに、全く其功を奏し、無事此國土奉還の大事を爲し終へ給ひて、其旨天神に復命せられたので、天孫も無事降臨になつたのである。此降臨に就ては、高天原から天使を派遣せらるる事既に四回であつたが、三回迄はいつも大國主神の武勇勢力に威壓せられて、其儘此葦原の中ツ國に止まつて居られたが、此二柱の神が丁度其四回目に天使として降臨せられ、漸く此國土奉還の事をなし遂げられたので、随分困難せられたものである。夫れから又天孫降臨の時に、大神の詔のまにまに、天孫に奉仕せられて平素殿内に侍し、善く防ぎ善く衛り給へる天兒屋命、太玉命の如き、一旦緩急の場合には何時でも屍を馬前に曝し給ふ祖神等

である。夫れから人皇になつて、神武天皇以來二千五百有餘年の間、一旦緩急の時に山行かば草むすかばね海行かばみつくかばねと、死を鴻毛よりも軽く、義勇公に奉せしは、夫れ幾何であるか。殆んど數へ盡きせぬ程である。近く日清の戦争といひ、日露の戦争といひ、又今回の日獨の戦争といひ、我日本の國民は義勇公に奉するを一世の名譽として居るのである。

夫れから吾日本國民に就ては殊に特筆大書すべき大なる美風がある。如何なる事かといふに、如此義勇公に奉せし多數の國民は、單に死するばかりが一世の名譽でなく、古へから死しての後も護國の神とならんとの大和魂といふものである。この大和魂は實に吾日本の花とも實とも稱へて、諸外國に對して大に誇りとすべき事柄である。爲に皇室に於かせられても、神代以來護國の神として奉齋せらるる一種獨特の美風があるのである。今神代の昔に徵すれば、彼の大國主神が天神の詔のまにまに、此國土を天孫に奉還せられた時に、先づ一番に第一治功のあつた八尋矛を献じ、夫れから隨從し居られた各神々をも天孫に進め、而して自身は數多の御子等を引率せられて、天孫の近き守護神とならむと宣り給ひて、長へに八十壇

路に御隠れになつたので、天神から大國主神に對して左の神勅を下されたのである。

汝ナが所トコロシラス知レバの顯露アラハの事は皇孫治め給ふべし。汝ナは幽事カクリゴトを治れ。汝ナが宮は柱は高く太く、板は廣く厚く造らん。又神田を附せん。又神池には橋を架し、船を備へん。又神寶の武器を置かん。而して汝を祭祀する者は天穗日命是也。

とあり、夫れから人皇になつてから、彼の田道の將軍は蝦夷平定が出來ずして死んだので、大蛇となつて彼の蝦夷を喰ひ平げたといふ事である。其他彼の楠公の如き、七生人間誅逆賊云々といひ、又吉田松蔭も

七度もいきかへりつづえびすらをはらはんこころわれわすれめや

水戸の安島信立は

玉きはるいのちは死して大君の御代をまもりの神とならなむ

肥後の高木元右衛門

水にいたみほのほにこげぬわがたまはみくにを守るたからなりけり  
日露の戦争に廣瀬中佐は

七生報國 一死心堅 再期成功 含笑上船

君國の爲めには笑つて死し、笑つて護國の神とならうといふ大和心の花やかな美風がある。明治天皇も明治の元年に、

國家に有大勳勞者爭か湮滅に忍ぶべけんやと被歎思食候。依之其志操を天下に表し、其忠魂を被慰度、今度東山の佳域に祠宇を設け、右等靈魂を永く合祀可<sub>レ</sub>致旨被仰出候。猶天下の衆庶益々節義を貴び、可<sub>レ</sub>致奮勵御沙汰候事。

とあつて、彼の靖國神社を御造營になつて永く忠魂義膽の英靈を奉齋せらるる事になつたのである。今の靖國神社は即ちそれで、東京の九段に移されたのは明治二年六月である。其他楠公の祠宇といひ、新田公の社宇といひ、凡て君國の爲めに忠節を盡して護國の神となつた英靈は非常の御優遇を受けて居るので、實に諸外國に例のない特種の美風である。

### 天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

寶祚之隆當與天壤無窮者と宣り給うた天照大御神の神勅のまにまに、天孫降臨のとき、天孫の藩屏となつて天孫を扶翼し、此國の基を全からしめ給うた天兒屋命、太玉命等の五伴緒の偉績の如き、又人皇になつて武内宿禰の偉大な扶翼之力といひ、和氣清麿の忠勇といひ、藤原鎌足の大化の革命といひ、楠木正成の忠義といひ、北條時宗の勇氣といひ、二千五百有餘年の間數へたれば實に枚舉に遑なき次第である。つまり吾日本國民としては此天壤無窮の皇運と相終始し、相一貫して明き清き誠の心を以て扶翼し奉つて來たもので、これやがて我國體の精華と稱すべきものである。

獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ  
顯彰スルニ足ラン

此の祖先と宣り給うた聖意に就ては外國と國體を異にして居る吾々日本臣民は

大に注意すべき事柄である。何となれば吾々日本臣民は皆皇室と支系分葉たる祖先を有して、其間に毫も離るべからざる連鎖があるのである。嘗て雄略天皇も、我國君臣の關係に就て、義に於ては君臣、情に於ては父子と宣り給うた様に吾々の親又親と次第順序以て上古に遡つて、之を探究すれば、其歸する所は遂に神胤となるのである。只其間に天神の御直系と幾多の旁系との差別あるのみである。されば其祖先はといへば、天孫彦火瓊々杵尊が此國土に降臨し給うたとき、天神の詔のまにまに、天孫に附隨して此國土に降り來たもので、吾々の祖先は神代から連綿として此皇室に臣屬して現今に至つたもので、皇室とは切つても離るべからざる因縁があるのである。換言すれば我々の過去が即ち吾々の先祖で、吾々の將來が即ち吾々の子孫である。されば吾々は即ち吾々の祖先と其魂魄と其血脉とを相同志して、全く吾々は我が祖先の遺體である。其遺體を受けた吾々、又吾々に遺體を傳へた祖先は皇室に對し如何なる事をなして仕へ來たのであるか。神勅の隨に々々、建國以來二千五百有餘年の間、克く忠に、克く孝に、忠良の臣として此の金甌無缺天壤無窮の皇運を扶翼して來たのである。

されば吾々は能く此聖意を奉戴して、克く勤め克く勵み、吾々祖先が二千五百有餘年の間盡し來つた德行善事の遺風を世に顯彰する覺悟がなくてはならぬ。皇室に於かせられても、聖武天皇は

天皇の天平十五年五月、今日詔を下した様に君臣父子の理を能く承知して瞬時も忘る事なく、天津日嗣の御位を繼ぎ坐さる天皇の御代々々に明き清き誠の心を以て克く事へて昔から奉仕し來た祖先の名を汚さず、克く其名譽を奉體して、天地と共に永く遠く仕へ奉れとして左の詔を下されて居る。

是以汝等母今日詔大命乃期止君臣父子乃理乎忘事無久繼坐半天皇御世御世爾明淨心乎以豆祖名乎戴持而天地與共爾長久遠久仕奉禮止之豆冠位上賜比治賜  
布止勅大命諸聞食宣

又淳仁天皇も、

天皇の天平寶字八年九月、人として祖先の名を顯さんと思はぬものはない。されば明き清き誠の心を以て仕へ奉つる者の家々は、朝廷に於ても其家々の斷絶せぬ様に保護せらるるのであるから、其心を以て能く仕へ奉れと左の詔が下されて居

る。  
夫人止志豆己我先祖乃名乎興繼比呂米武止不念阿留波不在是以豆明久清支心  
以豆仕奏乎婆氏々門波絶給波受治賜止勅御命乎諸聞食止宣

臣下としては大伴家持は其氏族をして奮勵せしむるために、

大丈夫の、清き其名を古へよ、今の現に流さへる、祖の子どもぞ、大伴と、佐伯の氏は、  
人の祖の立つる辭立て、人の子は、祖名絶たず大君に、從ふものといひつげる、事の  
つかさぞ云々

君臣共に吾日本國は古へより此祖先といふ事に就ては大に注意を拂つて居るのである。殊に明治天皇の祖先崇拜の御乾徳といふものは實に非常なもので、天皇即位以來種々の詔を仰せ出されて居るが、何事でも祖宗の遺訓祖宗の遺業と宣り給うて居るのである。つまり明治天皇は祖宗に出で、祖宗に終るといふ聖意を以て維新の革命なり、維新後の行政なり、皆祖宗の洪謨に則とらせられたものである。而して祖宗の御靈に對しては、毎朝必ず御親拜あるのみならず、事ある毎には必ず勅使を以て奉幣せしめられ、又報賽の爲め、又は祈請の爲め、御親謁になつて報

木反始の聖意を表彰せられたのである。御親祭の濫觴ともいふべきものを擧ぐれば、彼の神武天皇が東征の業を終へ給ひて、鳥見の山中に天神地祇を御祭になつたのが、即ちそれである。依て爰に其皇宗の神々が祖先の遺風を能く遵奉し給ひし偉績を擧ぐれば、神武天皇は

我皇祖之靈也、自天降靈、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊天神用申大孝者也、乃立靈時於鳥見山中、其地號曰上小野榛原下小野榛原用祭皇祖天神焉

これは天皇の四年二月の詔であるが、爰に注意すべき事がある。即ち大孝といふ事である。此大孝といふ事は古へから親に從ふと訓ませてある。つまり親の心に逆はぬと云ふ事である。依て此心を能く考へて見れば、現在の親にのみ云ふ言葉ではなく、遠き祖先の神靈をも慰むるといふ意味をも含んで居る。さすれば今この世に孝といつて、只現在の父母にのみいふ事と心得て、祖先の祭を只一片の儀式の様に思ひ、粗漏にするのは、大なる間違である。古へ吾皇國の人人が祖先の神靈を祭り、且つ其御靈を慰むる事の、如何にも懃懃に如何にも莊嚴に、現在の父母に對すると同様に鄭重に奉仕して居る事は、吾日本の一一種の美風となつて居つたのであ

る。依りて各家々には孰れも靈舎を作り、又村々には神社を作り、上下一般に祭祀を大事として居たので、彼の朝鮮の人などは吾が日本を神國と呼んで、昔から非常に尊んで居つたのである。依て吾國の敬神といふ事は孝行となり、孝行はやがて敬神となるのである。又祖先の御靈を祭るに就て、垂仁天皇は

天皇の二十五年二月、先皇も神祇を祭つて人民富饒の太平を得給うたので、朕も又先皇の如く神祇の祭祀を怠つてはならぬと、左の詔を下されて居る。

我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇云々、綱繆機衡禮祭神祇、剋已勤躬、日慎一日、是以

人民富足、天下太平也、今當朕世祭祀神祇、豈得有怠乎

又推古天皇も、

天皇の十五年二月御代々々の天皇は皆神祇を敬ひ祭つて天下の太平を得給ひしにより、朕が世になつても決して神祇を祭る事を怠つてはならぬ。されば百官の人等も能く此旨を心得て、神祇を拜し奉るべきものぞと、左の詔を下されて居る。

曩者我皇祖天皇等、宰世也、蹻天踏地、敦禮神祇、周祠山川、幽通乾坤、是以陰陽開和、造化共調、今當朕世祭祀神祇、豈有怠乎、故群臣爲竭心宣拜神祇

此時は佛法渡來して彼の聖德太子など、釋迦の權化などと稱して盛に佛法を弘め給ひて、世は全く佛菩薩の世界となつて居つたのに、獨り祖先たる神祇崇敬の事のみは緩み怠る事なく、敬神の風は上下一般に満ち満ちて居たのである。

宇多天皇も又左の詔を下されて居る。

我國者神國也、因毎朝敬拜四方大中小天神地祇敬拜之事、始自今後一日無怠

類聚三代格には

諸人氏神、多在畿内、毎年二月、四月、十一月、何廢先祖之常祀、若有申請者、直下官宣、如

此之類、往還有程不得任意留連、經日遊蕩

これも宇多天皇の寛平七年十二月の詔である。氏神とあるは専ら其氏の祖先の御靈といふ事である。今は氏の神と產土神と相混同して、同一になつて居るけれども、昔は別々になつて居たので、氏の神といふは其氏の子孫の先祖、即ち藤原氏であれば天兒屋命といふ如き、各其氏の祖先の神といふ事である。

爰に注意すべき事がある。吾皇室に於かせられては、春秋の二期皇靈祭として先祖の御靈祭があるが、民間にては佛法の上から春の彼岸、秋の彼岸といつて、先祖の

供養をする。これが即ち吾皇國の風儀からいへば先祖の祭である。依て此詔は吾日本の臣民は先祖の祭は大事のものであるから決して廢してはならぬといふ事である。

又順徳天皇も建暦御記といつて禁中の故實を記させ給ひたる御書がある。これは後々の天皇に遺させ給うた秘書であつて、皇室に於かせられても大事のものであるが、其内に左の通の御記事がある。

凡<sup>トシ</sup>禁中<sup>ヲ</sup>作法<sup>ヲ</sup>先<sup>トシ</sup>神事<sup>ヲ</sup>後<sup>トメ</sup>他事<sup>ヲ</sup>旦暮敬神之欲慮無<sup>ハ</sup>懈怠<sup>アカラサマニモテ</sup>白地<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>神宮並<sup>ニ</sup>内侍所<sup>ヲ</sup>御方<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>爲<sup>フ</sup>御跡<sup>ヲ</sup>

とあつて、敬神の御心厚き事、申すも畏き事である。如此吾國は古へより祭政一致の國として、諸官の上に神祇官といふものを置かれ、何事をするにも必ず先づ神を祭る事を先とせられたのである。依て吾日本國民は造次の間も、顛沛の間も、神を祭る事、即ち祖先を祭る事、及び祖先の遺風を遵奉する事を忘れてはならぬ事である。此美風こそ彼の外國人など到底寤寐の間も一瞬の間も眞似の出来ない事で、獨り吾日本の専有物である。又特有物であつて、大和櫻の花やかな精華である。

此段は前數段に於て精細に詳述した皇祖皇宗の遺訓遺徳を吾々日本臣民が眷々服膺して實際の上に履行し顯彰すべき段になるので恐れ多い事であるが、明治天皇の御偉績を擧げて、此奥義を結ばうとするのである。

斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守  
スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス  
朕爾臣民ト俱ニ眷々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾  
フ

抑明治天皇は皇祖皇宗の遺訓を能く遵奉し、能く服膺し給ひて、眷々不倦不飽、古今に通じて謬らざる乾徳、中外に施して悖らざる懿徳を垂れ給ひて、咸其徳を一にせんと範を後世に垂れ給ひたる偉績は炳として日星の如く、世を照らし給ふので、以下逐項謹みて其光を仰がうと思ふのである。

天皇は允文允武天資叡邁で聖壽僅に十六にして天津日嗣の皇緒を繼ぎ給ひ、鎌倉幕府以來凡そ七百年も繼續した封建の制度を其根底から改革し、爰に王政復古の

偉業を完成せられたのである。この王政復古の初めに當りては、諸事創業の際とて、百般の制度百般の事業皆皇祖皇宗の遺訓に則とらせられて、着々改良進歩の方針を取らせられた。其比の大號令といふものを見れば、

諸事神武創業の始に原き、縉紳武弁堂上地下の別なく、至當の公儀を竭し、天下と休戚を同く云々各勉勵舊來の驕惰汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て可致奉公、と仰せ出された。

夫れから又五ヶ條の御誓文とて、天皇には南殿に出御せられ、先づ天神地祇を祭祀せられ、五事の誓約をせられたのである。其御誓文といふは、

一、廣く會議を起して萬機公論に決すべし

二、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし

三、文武一途庶民に至る迄各志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す

四、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし

五、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし

是又神武天皇の東征の業を終へさせられて、鳥見の山中に靈畤を立て、皇祖の天神

地祇を祭つて大孝を申へさせられた遺訓を踏襲せられたので、只彼は謝恩の意を以て天神地祇を祭り、報本反始の聖意を表彰せられたのと、これは將來の統治上に関し、神明の加護を祈禱せられたとの違あるのみで、皇祖皇宗の遺訓を遵奉せられた事は矢張り同様である。

夫れから其頃の宸翰を拜讀すれば、

朕幼弱を以て猝に大統を紹き爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪へさるなり云々

我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んし天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立てんとす衆亦此旨越に基き協心努力せよ云々

朝政一新のときに膺り天下億兆一人も其處を得さるとときは皆朕が罪なれば云々

朕徒に九重の中に安居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るゝときは遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱め奉り下は億兆を苦めんことを恐る云々

親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣

布し天下を富岳の安きに置かんことを欲す云々

朕か業を助け神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめは生前の幸甚ならん云々

如此皇祖皇宗の國を肇め德を樹て給ひし昔の洪謨に則とり深く厚く服膺し億兆心を一にせし世々の美を濟さうとの叡慮は實に畏しとも畏き事である。

夫れから教育の制度であるが明治五年に初めて學制の發布があつた。所謂山家村落啞唔の聲をして満たしめんとの大御心で

學問は身を立つるの財本云々

邑に不學の戸なく家に不學の人なく云々

と仰せ出されて學を修め業を習ひ以て智能を啓發し德器を成就する方法を示し給ひ、而して又其翌六年には舉國皆兵といふ思召で、

全國募兵の法を設け國家保護の基本を立てん云々

兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委すへきものにあらす云々

と宣ひ給ひ、同十五年には徵兵令を改正し、五ヶ條の勅諭を發せられたのである。

一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし云々

二、軍人は禮儀を正くすべし云々

三、軍人は武勇を尙ぶべし云々

四、軍人は信義を重んすべし云々

五、軍人は質素を旨とすべし云々

而して此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なりとあつて、中世以後兵馬の權は専ら武門に移つて、兵農といふものは全く分立して居つたのを、爰に此改正があつて、文武一途になり、所謂庶民に至る迄、各志を遂げ智識を世界に求め、大に皇基を振起せよといふ御誓文の聖意が確立したのである。

夫れから同十四年國會開設に就ての詔が出た。

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣き中古紐を解くの乾綱を擴張し大政の統一を總攬し又夙に立憲の政體を立て後世子孫相繼くへきの業を爲さん事を期す云々

我祖我宗照臨して上にあり遺烈を擧げて洪謨を弘め古今を變通し斷して之を行ふ責朕か身にあり將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕か初志を成さんとす云々

人心進むに偏して時會速なるを競ふ浮言相動し竟に大計を遺る是れ宜く今に及んて謨訓を明徵し朝野臣民に公示すへし云々

夫れから二十三年初めて帝國議會開院に就ては

皇祖皇宗の遺徳に倚り卿等と俱に前を繼き後を啓き憲法の美果を收め以て將來に益我帝國の光烈と我臣民の忠良にして勇進なる氣性を中外に表明ならしむる事を得ん

諸國と盟好を修め通商を廣め國勢を擴張せん事を期す云々

顧れば明治八年元老院を開設せられ、同十一年には府縣會を開設せられ、順を追ひ、序に從ひ、爰に此二十三年を以て國會の開設あり、是に於て廣く會議を起し、萬機を公論に訴へ、上下心を一にする機關を完備し、盛に經綸を行ふ洪圖を確立し給うたのである。

夫れから此立憲の政體を立て給ふに就ては、憲法制定の要あり。此憲法は抑吾建國以來未だ嘗てなき曠古の大典なれば、深く建國の基に鑒み、廣く各國の例を參照し、精緻詳密、研鑽考查の上、二十二年の二月十一日、神武天皇の紀元の大節に當つて、皇祖皇宗の靈に告げ給ひて、之を發布せられたのである。其中の祝詞は

皇朕れ謹み畏み

皇祖  
皇宗の神靈に詔け白さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖を保持して敢て失墜すること無く顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ宜く

皇祖

皇宗の遺訓を明徵にし典憲を成立し條章を照示し内は以て子孫の率由する所となし外は以て臣民翼贊の道を廣め永遠に遵行せしめ益國家の丕績を鞏固にし八州民生の慶福を増進すへし茲に皇室典範及憲法を制定す惟ふに此れ皆

皇祖

皇宗の後裔に賜し給へる統治の洪範を紹述するに外ならず而して朕が躬に逮て時と俱に舉行することを得るは洵に

皇祖

皇宗の威靈に倚藉するに由らざるはなし皇朕れ仰て

皇宗及

皇考の神佑を禱り併せて朕が現在將來に臣民に率先し此の憲章を履行して懲らさらん事を誓ふ庶幾くは

神靈此れを鑒み給へ

夫れから左の詔を下されて居る。

朕國家の隆昌と國民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此不磨の大典を宣布す惟ふに我が臣民祖先の協力輔翼に依り我か帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある歴史

の成蹟を貽したるなり朕我か臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕か意を奉體し朕か事を獎勵し相與に和衷協同し益々帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

如此して曠古不磨の大典を確立し給ひて永久に鞏固に吾日本の國體を富岳の安きに置かせられたのである。

備此から天皇の御乾德を仰ぎ奉れば先づ敬神の御徳である。

登極以來萬機は必ず神武天皇創業の皇謨に則とらせられ殊に皇祖皇宗を厚く尊崇せられ吾日本臣民に敬神の範を垂れ給うた事は實に感激措く能はざる所である。而して平素の御模様を拜承するに毎朝六時御起床御洗面の後必ず伊勢の神宮及び神武御陵を初めとして天神地祇八百萬神を遙拜あらせられて後膳部に着き給ふを例とし給うたとの事である。又二十三年の憲法發布其他日清日露の二大戦役の如き苟も國に大事あるときは必ず伊勢の神宮及び神武御陵月輪御陵に奉告あらせられ而して又奉賽の爲め祈禱の爲めには天皇躬自ら參拜あらせられ

た事、伊勢の如き前後四回である。天皇は何事に依らず、皇祖皇宗の御遺訓御遺徳を奉體あらせられて、内外百般の政務を轄さるるを常とし給うたが、其懿徳は實に欽仰するも畏き事である。又明治維新の初めに當つては、天智天皇の代に制定せられた彼の大寶の令に徵ひ、神祇官を復興し、天神地祇及び皇祖皇宗の皇靈を奉齋し、祭政一致の國是を定められたのである。其時御親祭あらせられた詔は左の通りであつた。

惟ふに大祖業を肇め神明を崇敬し蒼生を愛撫し給ひ祭政一致の由りて來ること遠く朕寡弱を以て夙に聖緒を受け日夜悚惕し或は天職の缺けんことを恐る乃ち謹みて天神地祇八神及列祖の皇靈を神祇官に鎮祭し以て孝敬を申ふ冀くは億兆をして祔式する所あらしめん

夫れから文武の御徳である。

文といひ武といひ王政復古と共に躬自ら衆に率先し給ひ、弓馬劍法共に大に其精を極められ、殊に文は古今獨歩とも稱すべき天稟の徳を具へ給ひて、彼の平安朝の時代に名高き藤原家隆の一生三萬首といふ歌數を古今稀なりといふよりも優に

超越し給ひて、御製の數實に八萬首以上にも上りたりと承る。而して其御製は専ら天下を統治し給ふ御實詠のみにて、範を後昆に垂れた御文徳は、仰ぐだに畏き極みである。今其一般を擧ぐれば、

神といふ事に就ては、

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊勢の大神國民はひとつこころにまもりけりとほつみおやの神のをしへをあし原の瑞ほの國のよろづよもみだれぬみちはかみぞひらきし仁慈といふ事に就ては

くにのためたふれし人ををしむにも思ふは親のこころなりけり神がきになみだたむけて拜むらしかへるをまちし親もつま子も子らはみないくさのにはにいでてて翁やひとり山田もるらむしづがすむ藁屋のさまを見てぞ思ふ雨風あらきとまはいかにと照るにつけくもるにつけておもふかなわが民草の上はいかにと暑しともいはれざりけりにえかへる水田にたてるしづを思へば

千よろづの民とともに楽しむにます楽しみはあらじとぞ思ふ  
よとともに語りつたへよ國のためいのちをすてし人のいさをは  
恩といふ事に就ては

たらちねの親の心はたれもみなとしるまゝにおもひしるらむ  
むらきもの心つくしてむくいなんおほしたてたる親のなきに  
たちらねの親の心をなぐさめよくにつとむるいとある日は  
學問といふ事に就ては

いまの世におもひくらべていその上ふりにし文をよむぞ樂しき  
ひらけゆくときにいよいよあふがれぬ聖の御代の高きをしへは  
友愛といふ事に就ては

國のためあだなすあだはくだくともいつくしむべき事な忘れそ  
心といふ事に就ては、  
あさみどりすみわたりたるおほ空のひろきをおのが心ともがな  
藥といふ事に就ては、

こころある人のいさめのことのはは病なき身のくすりなりけり  
鏡といふ事に就ては、

榦葉にかけしかがみをかがみにてひとも心をみがけとぞおもふ  
玉といふ事に就ては、

くもりなき心のそこのしらるるはこと葉の玉のひかりなりけり  
家庭といふ事に就ては、

いつくしとめでのあまりになでしこの庭の敷をおろそかにすな  
小學生徒といふ事に就ては、

ものまなぶ道にたつ子よ怠りにまされるあだはなしとしらなん  
時計といふ事に就ては、

ときはかるうつはの針もともすればくるひやすきは人のよの中  
水といふ事に就ては、  
うつはにはしたがひながら巖をもとほすは水のこころなりけり  
夫れから孝道の御徳である。

先考孝明天皇崩御の時は實算僅か十五歳であらせられたが、御追遠の情堪へ給はで水漿も咽を下させ給はず、夜の御殿も安くあらせられず、夜をもあかし給うたといふ事である。御生母中山一位局慶子の方より、其父君の忠能卿に送られた書状の一節がある。

親王様誠に御驚様御愁歎御しほゝと遊ばし一同彌増悲歎致し、御風は追々御宜伺候夜分御寢成かね御膳も御常通召上りかね今日より御腹御引張御さすり藤木へ伺され候云々

三十年一月、英照皇太后御病氣御危篤の比、折悪しく天皇には御不豫の折とて、侍醫より御孝道はさる事ながら、金玉の御身をいたはらせ給へと御勧め奉つたのを。天皇には御母後の御病氣あつくおはすといふに、朕が身の聊かの恙何かせんと宣給ひて、直に御見舞あらせられたといふ事である。

二十六年の北海軍擴張の計畫があつたが、皇室には内廷の費から六ヶ年間三十萬圓を製艦費中に下賜せらるる事になつたので、宮中の諸費用は無論、後宮東宮の諸費用迄節減あらせられたが、皇祖皇宗の祭費及び歴代の御陵費、皇太后の御料等は

一切減すべからざる旨仰せ出されたといふ事である。

御生母中山一位局病氣危篤のとき、天皇いたく御軫念あらせられ、直に皇后陛下を御名代として御遣しになり、様々の見舞品など御下賜遊ばされ、夫れから今宵一夜もいかがといふ危篤の病症との趣、醫師より言上の儘を聞え擧げさせられたが、天皇には龍眼怪しく露に曇らせ給ひ、三十分毎に電話にて容體言上せよと宣り給ひて、御殿籠もあらせられて、十二時一時二時と尙ほ宵の儘の御衣にて露まどろませ給はず、時々刻々の御容態を聽き取らせられ、遂に四時三十分はかなくなりしと聞き給ひて、御衣の袖を龍眼に忍ばせ給ひ、其朝は供御の物をも口にしたまはざりきと洩れ聞き奉るだに畏き事である。

夫れから仁慈の御徳である、

明治元年御即位後、初めて大阪行幸の時には、孝子節婦義僕等、夫々表彰あらせられて、相當の御下賜金があり、又同時に高齢者に對しても優渥なる御下賜金があつたが、京都御還幸の後、今日の濟生會の根ざしとも見るべき御沙汰書が下されて居る。

大政御一新の折柄、鰥寡孤獨貧窮の者自然療養不行届天然の壽命を保事能はず

して空しく落命致候者有之候ては可憐事と深く御垂憐被爲遊厚き御仁惠の思食を以て今度浪華病院御取建に相成窮民にして疾病療養不行届者共御救助可被爲在旨被仰出候事

夫れから四十四年施薬救療の詔があつて、内帑の金百五十萬圓を御下しになつたが、これが今の濟生會の本をなしたものであつて、明治元年の御沙汰書と相待つて、本末の關係あるものである。

夫れから四十五年の夏の比、炎暑焼くが如き折柄、近侍の人々御高齡の龍體に萬一の事があつてはと例年の如く氷柱二基を御側に捧げまゐらせたが悦ばせ給はず、今年は米價殊に騰くして萬民塗炭の苦を受けつゝ居るではないか。民の疾苦は則ち朕の疾苦である。それに朕獨りかばかりの炎暑を凌ぐに氷柱を用ふる事の出来るものであるか。以後一切氷柱を左右に置かぬ様にせよ。

と宣り給ひて直に取り退けしめ給うたといふ事である。

夫れから暴風其他天候不穏のときには、臣民の上に大御心をそそがせ給ひ、日に何回となく中央氣象臺へ御使を立てさせられ、其状況を聞食さるが、若し天災地變

などありて被害など聞食さるれば、直に御手元金から御救恤遊されたのである。今廿四年五月から四十五年五月迄の御下賜金を調査して見れば、實に莫大なものであつて、其額六十五萬二千三百五十圓に上つて居る。

又日清日露の兩戦役には下士卒の家族に御救恤金を下賜せられ、廢兵傷病兵等の後送せらるるときには、各地の病院に慰問使を立てられ、又戦地には侍従を派遣せらるるなど、大御心をそそがせ給ふ事實に一再に止まらなかつたのである、殊に失明した者には義眼を、四肢を失へる者には義肢を下賜せられ、而して此等御救恤の事は單に我日本の軍人のみならず、敵國の將卒迄も其仁恵に浴して居るのである。慈善會慈善團など、各府縣に其設があるが、此等は皆御仁德の聖意より出でたもの共であれば、平素其の發達普及を獎勵し、且つ其志を嘉稱し給ひて、既に各府縣に下賜せられた金員が三十七萬九拾圓に上つて居るのである。其他大事ある毎に、大赦減刑の御仁德に浴したもの、大凡一萬人に上つて居る。又各地行幸のときなど、有司に向つて、

地方人を役するなけれ、館舎の適否を論ずるなけれ、履して席に上るなけれ。威

權を張るなれ。醉歌するなれ。

と豫め御嚴命があるが、又行幸前には豫め其地方の状況を御調査になるのである。  
其調査の標準は

國の治を見るには、必ず實景其儘を尊とするので、道路橋梁の如きは車騎を通すれば足り、行在所は風雨を防げば足る。御道筋に當れる人々は安堵して生業を營ませよ。老幼相扶けて拜観するものは呵責を加ふるなれ。逐ふなけれ。妄に民を使役するなれ。又孝子烈女は更なり、力を農事産業に致せるもの、高齢のもの、才學の秀でたるもの等は、具に奏上せよ。又民の秘め置く珍らしき寶は進め奉る事を許さず。

と宣り給ふのである。

明治十一年の秋、北陸道御巡行の折、越後の境に入らせられたが、幽籬の拜観者中、眼病の者の多きをいつのまにか鬱しけむ、新潟に御着の後、侍醫をして其病因を視察せしめ給ひて、醫藥料として縣下に金千圓を下賜せられたとの事である。

夫れから恭儉の御徳である。

民を治むるには先づ恭儉を第一とすとの思食からして、躬自ら萬事質素を旨とせられ、大に克己節制の美德を養成し給ひ、其比宮中の費は一年僅か一萬圓計りであつたので、何事も不足勝の事であつて、平素御練習遊ばざるゝ御馬をさへ購ひ給ふ事が出來ぬ位であつたのである。殊に明治六年比の皇居といへば、彼の赤坂の紀州家の邸であり、天皇の御座所の如き、僅か八疊敷の御間と、外に御化粧室とがあつたのみで、實に想像外の有様であつたのである。而して其比朝夕進献する御食膳費の如き、一度二十圓計りの僅かのものであつたのを、其半は又女官方に御下にないので、女官方は重に御飯のみを持ち来て、御菜料を節儉して、衣裳の代にあてて居つたといふ事である。さうして民の窮乏など聞食さるるときは、先づ其御食膳費を減せらるるが常であつて、二十圓は十五圓となり、十五圓は十圓となり、十圓は遂に三度で五圓といふ非常の御低減迄御節約なされたといふ事もある。又御洋服の如き一週間も御着用になり、甚しきは一兩度洗濯の上御使用なされたといふ事もある。

如此常に恭儉己を持し給ふ大御心であらせらるるのに、彼の日清日露の二大戦役

の結果、我が國は突然世界一等國の列に加つたので、人心頓に浮華驕奢に流れ、動もすれば、列國の間には我が眞意を知らで、只好戰國とのみ思惟しはせぬかとの御軫念あらせられて、爰に忠實勤儉の美風を獎勵し、信義敦厚の良俗を作り、内人心の輕躁を戒め、外列國と福利を頗ち、世道人心の歸向を示さんとの聖意から、左の如き詔を下されて居る。

朕惟ふに方今人文日に就り月に將み東西相倚り彼此相濟し以て其福利を共にする朕は爰に國交を修め友義を惇くし列國と共に永く其慶に頼らむことを期す願みるに日進の大勢に伴ひ文明の惠澤を共にせんとするは固より内國運の發展に須つ戰後日尙ほ淺く庶政益更張を要す宜しく上下心を一にして忠實業に服し勤儉產を始め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相戒め自彊息まさるべし

抑我が神聖なる祖宗の遺訓と我が光輝ある國民の成績とは炳として日星の如し寔に克く恪守し淬礪の誠を輸さば國運發展の本近く斯に在り朕は方今の世局に處し我が忠良なる臣民の協贊に倚藉して維新の皇猷を恢弘し祖宗の威徳

を對揚せんことを庶幾ふ爾臣民其れ克く朕が旨を體せよ。

如此御懿德は昭々として天下を照らし給ふので、之を枚舉するのも實に尊き極みである。

夫れから國運の發展を伺ひ奉れば、

明治天皇は乾德天地と並び睿明日月と均しうせられて、彼の國家多事の際に當り、幼冲にして烈祖の鴻圖を繼がせ給ひ、王政復古の大業を成就し、五事を神明に誓ひ、憲法の欽定を行ひ、同家の基礎を鞏固にせられ、兩度膺懲の戰役に依つて、稜威を世界に宣揚し、皇化の浹洽海外に及び、恩露の甘霑邦内に洽く、親ら四方を經營し、遂には萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し、と宣り給ひしごとく、今は南は臺灣から北は樺太に及び、東洋平和の禍根となる韓國をも併合し、進んでは日英の同盟となり、日佛日露日米の協約亦締結あらせられ、其他苟くも獨立の對面を保ち居る列國とは皆通商條約の締結あり、爰に四海は同胞となり、國民の福祉は益増進して、積慶重暉蹟を絶たず、盛德大業咸く成り、國運の隆昌、版圖の廣大、有史以來未だ嘗てなき今日の盛運を發揮したので、要するに叡聖文武なる天資に依るとはいへ、常に宵

衣肝食、日に統治に奮勵し、憲憲の盛暑も、凜烈の嚴寒も厭ひ給はず、統治爰に四十五年の餘瀝であつて、實に畏しとも畏き極みである。今國運發展の餘瀝を擧ぐれば、明治初年御即位のときの面積は、

二萬四千方里である。

現今の面積は

四萬三千方百里であつて、約二倍の増加を呈して居る。

明治初年の人口は

三千萬人内外であつたのが、

現今は

六千六百萬人餘で、約二倍の増加である。

明治八年迄の一ヶ年歲入

五千萬圓内外であつたのが、

現今は

五億圓以上である。夫れに朝鮮臺灣等を加ふれば、凡そ六億圓以上であつて、約

十倍以上である。

明治初年外國貿易の輸出入

二千六百萬圓であつたのが、

現今は

十億圓以上で、殆ど四十倍である。

明治五年の鐵道は

僅かに十七哩であつたのが、

現今では

七千哩であつて、約五百倍計りの増加である。

明治十年陸海軍人

四萬人内外であつたのが、

現今は十九師團あつて、

五十萬人で殆ど十數倍である。

明治初年の海軍は木船であつて、排水量

千三百噸餘であつたのが、  
現今は百隻の軍船あつて排水量  
五千萬噸以上で、殆んど數百倍である。

# 勅語奥義

終

大正四年八月一日印刷

(勅語奥義奥付)  
定價金二十錢

大正四年八月五日發行

發著作兼

中 村 元 彦

印刷者

平 井 登

東京市本所區番場町四番地  
東京市本所區番場町四番地

印刷所

凸版印刷株式會社本所分工場



發賣所

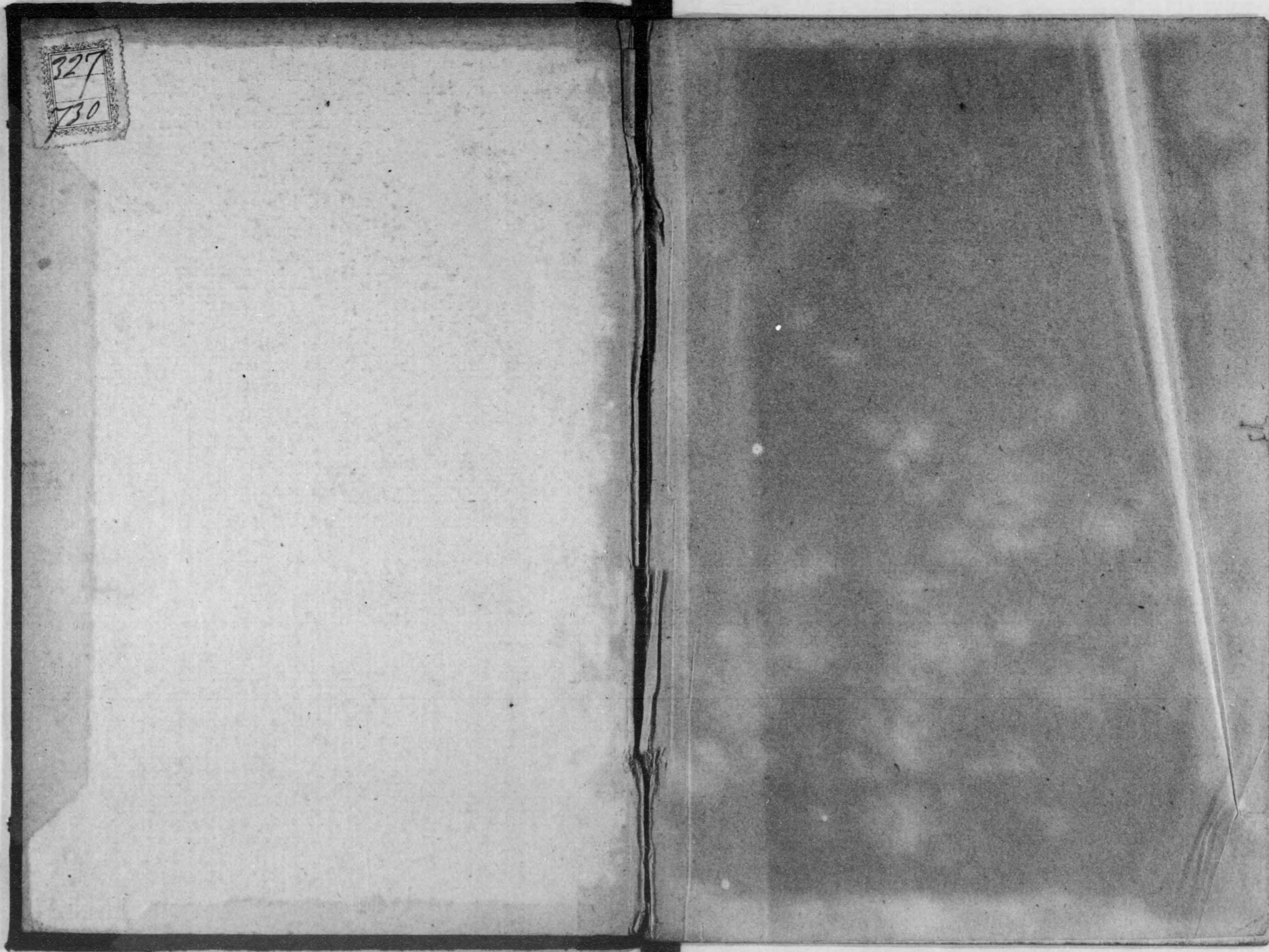
東京神田

會合資

富

山 房

振電本、一〇三六、四一三〇番  
口座東京五〇一一番



終

